

令和8年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

1 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の基準拡大について

(1) 改正の概要

国民健康保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置の基準について、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

① 5割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{aligned} & \text{(現 行) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{30.5 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

↓

$$\begin{aligned} & \text{(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{31 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

② 2割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{aligned} & \text{(現 行) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{56 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

↓

$$\begin{aligned} & \text{(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{57 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

【例1】給与収入3人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約 203 万円 → (改正後) 約 205 万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約 313 万円 → (改正後) 約 316 万円

【例2】給与収入4人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約 247 万円 → (改正後) 約 249 万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約 388 万円 → (改正後) 約 393 万円

【例3】年金収入2人世帯 (65歳以上)

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約 229 万円 → (改正後) 約 230 万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約 280 万円 → (改正後) 約 282 万円

※いずれも世帯に1人だけ収入がある場合

(2) 施行日

令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料から適用する。

2 子育て世帯に対する国民健康保険料均等割の減免措置の対象拡大について

(1) 改正の概要

国民健康保険の均等割については、年齢や所得に関係なく一律に定額が賦課されることから、子育て世帯の保険料負担が大きくなっている。

本市独自の制度として、平成30年度からこどもの均等割保険料の一部（3割）を減免し、令和4年度からは国が未就学児（6歳年度末まで）に係る均等割の5割軽減を実施（※）することと併せ、子育て世帯への更なる支援として、こどもの均等割保険料の減免割合を最大5割に拡充し、未就学児（6歳年度末まで）については無償化している。

子育て世帯への更なる支援として、令和8年度から高校生（18歳年度末まで）の減免割合を最大10割に拡充し、無償化するもの。

※国において、均等割の5割軽減の対象を高校生（18歳年度末まで）拡充する方向で議論がなされている。

(2) 減免を拡充した場合のイメージ

小学生から高校生（18歳年度末まで）のこどもの均等割保険料の最大10割減免を実施したイメージ（給与3人世帯）

	(108万円) 43万円	(205万円) 135万円	(316万円) 213万円	(339万円) 229万円	(収入額) 所得額
保険料減額	7割 (法定軽減)	5割 (法定軽減)	2割 (法定軽減)	低所得2割 (独自減免)	こども5割 (独自減免)
			低所得2割 (独自減免)	こども5割 (独自減免)	
	こども3割 (独自減免)	こども5割 (独自減免)	こども5割 (独自減免)	【拡充】 こども3割	【拡充】 こども5割
			【拡充】こども1割		

※太枠内が市独自 ※網掛け部分が拡充（予定）

(3) 施行日

令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料から適用する。